

令和〇〇年〇月〇日

（宛先）大田区保健所長

開設者 住所 **大田区大森一丁目1番1号**
氏名 **大田 一郎**
電話番号 **03 (1234) 5678**
ファクシミリ番号 ()

診療所開設届

診療所を開設したので、医療法第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 名称	〇〇〇〇クリニック		
2 所在地	大田区 大森西一丁目12番1号〇〇ビル2階 電話番号 03 (1234) 6789 ファクシミリ番号 03 (1234) 6789		
3 診療科名	内科、消化器内科、皮膚科		
4 開設者	現に病院又は診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合	名称所在地	
	本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名称所在地	
5 開設年月日	令和 〇〇年 〇月 〇日		
6 管理者	現住所	大田区大森一丁目1番1号 電話番号 03 (1234) 5678 ファクシミリ番号 ()	
	氏名	大田 一郎	
	臨床研修修了登録年月日	平成〇〇年 〇月 〇日	確認欄
	免許証番号及び登録年月日	第 12345 号 平成〇年 〇月 〇日	確認欄
7 診療日時	月～土(9:00～12:00、15:00～19:00) 休診日:日曜、祝祭日		

(第1片)

(裏)

8 診療に従事する医師（歯科医師）の氏名、担当診療科名及び診療日時													
氏名	担当診療科名	診療日時	医籍の登録事項				確認欄						
			臨床研修等修了 登録年月日	免許証番号及び 登録年月日									
大田 一郎	内科、消化器内科	診療日時の通り	平成〇〇年 〇月〇日	第12345号 平成〇年〇月〇日									
大田 花子	皮膚科	火・金 (15:00~19:00)	年 月 日	第〇〇〇〇号 昭和〇年〇月〇日									
			年 月 日	第 号 年 月 日									
			年 月 日	第 号 年 月 日									
			年 月 日	第 号 年 月 日									
			年 月 日	第 号 年 月 日									

9 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時				
氏名	勤務日時	免許証番号及び 登録年月日	確認欄	
		第 号 年 月 日		
		第 号 年 月 日		
		第 号 年 月 日		

10 医療従事者（薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線（エックス線）技師等）				
職種	氏名	免許登録年月日	登録番号	確認欄
看護師	〇〇 〇〇	令和〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇号	
准看護師	〇〇 〇〇	平成〇〇年 〇月 〇日	第 〇〇〇〇号	
		年 月 日	第 号	
		年 月 日	第 号	

11 従業者定員													
医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線 (エックス線)技師	看護補助	事務員			歯科医師	歯科衛生士	歯科技工士	計
2名	名	1名	1名	名	名	名	2名	名	名	名	名	名	6名

12 敷地の面積	
	〇〇〇.〇㎡（平面図は、別添のとおり）

13 交通機関及び敷地周囲の見取図								
交通機関	JR京浜東北線		大森 駅下車		東 口徒歩 15 分			
	駅		口からバス (行) 下車徒歩 分			
敷地の条件	用途地域	〇〇〇地域		防火地域	〇〇〇地域			
見取図	別添のとおり							
14 建物の構造概要及び平面図								
建物別名称	構造概要			建築面積	延面積			
〇〇ビル	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階建て			150.5 m ²	577.25 m ²			
	造 階建て			m ²	m ²			
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合								
住宅と併設の場合	造 階建てのうち			階 m ² 使用				
ビルディングの一部を使用する場合	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階建てのうち			2階 号室 120.4 m ² 使用				
平面図	別添のとおり							
15 廊下の幅								
建物別名称	片側廊下	中廊下		建物別名称	片側廊下	中廊下		
	m	m			m	m		
	m	m			m	m		
16 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造								
建物別の名称	患者の使用する屋内直通階段					病室の最上階	避難階段数	備考
	用途	幅	踊り場の幅	け上げ	踏面			
		m	m	c m	c m		階 から地上で ま 箇所	
		m	m	c m	c m			
		m	m	c m	c m		階 から地上で ま 箇所	
		m	m	c m	c m			
エレベーターの有無		有 ・ 無						

(第2片)

(裏)

17 病室の構造概要			室 床							
棟 別	階 別	病 室 番 号	病 室 種 別	一室の 病床数	一室の 床面積	一人当た り床面積	一室の 採光面積	一室の 直接外気 開放面積	天井の 高 さ	換 気 の 方 法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
18 診 察 室										
診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			診 察 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積			
診療室1 内科	8.5 m ²	m ²			診療室3 皮膚科	9.9 m ²	m ²			
診療室2 消化器内科	12.0 m ²	m ²			科	m ²	m ²			
19 処 置 室 (診察室兼用の場合を除く。)										
処 置 室 名	室 面 積	処 置 室 名	室 面 積							
処置室	8.5 m ²	科	m ²							
20 歯科治療室										
室 面 積	治 療 い す	給水火気設備	防 火 設 備	その他必要な設備						
m ²	台									
21 歯科技工室										
室 面 積	防じん設備	給水火気設備	防 火 設 備	その他必要な設備						
m ²	台									
22 検 査 室										
名 称	室 面 積	防 火 設 備	検 査 器 具 、 器 械 等							
臨床検査室	m ²									
	m ²									

(第3片)

(表)

23 調剤所								
室面積	かぎのかかる貯蔵設備	冷暗所の有無	備付けてるびん	備考				
9.7㎡	麻薬金庫	有						
24 手術室及び準備室								
区分	面積	構造設備						
		手術台	床	壁	天井	照明	暖房	清潔な手洗い設備
手術室	㎡	台						
準備室	㎡	台						
その他の施設								
25 分べん室及び新生児入浴施設								
分べん室								
室面積	㎡	構造設備						
新生児入浴室								
室面積	㎡	構造設備						
26 エックス線装置及び診療室								
開設時設置予定のエックス線装置								
固定、携帯の別	用途	製作者名及び型式						
固定	診療用	(株)○○○○○○						
エックス診療室								
室面積	室内の構造概要	操作室の面積	暗室					
			面積	設備				
11.2 ㎡	1.5mm鉛合板	3.5 ㎡	㎡					
㎡		㎡	㎡					

(第3片)

(裏)

27 その他の施設					
看護師勤務室	階	㎡	待合室	18.5	㎡
事務室	8.2	㎡	新生児室		㎡
宿直室		㎡	中待合室	8.5	㎡
消毒施設	7.2	㎡	スタッフルーム	8.2	㎡
給食設備		㎡	受付	6.5	㎡
洗濯室		㎡			㎡

28 建築確認

令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

第 〇〇〇号

29 添付書類

(注2・3)

- 1) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書
- 2) 管理者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し並びに職歴書(管理者が開設者でない場合に限る。)(注2・3)
- 3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し
- 4) 業務に従事する助産師の免許証の写し
- 5) 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。)
- 6) 敷地の平面図
- 7) 敷地周囲の見取図
- 8) 建物の平面図(縮尺100分の1以上のもの)
- 9) エックス線診療室放射線防護図(平面図及び立面図。縮尺50分の1のものとし、壁及び鉛の厚さを記入すること。)
- 10) 案内図

(注1) 免許証及び臨床研修等修了登録証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。

(注2) 平成16年4月1日現に医師免許を受けている者及びそれ以前に医師免許の申請を行った者であって平成16年4月1日以後に医師免許を受けた者は、医師法第二条の規定による改正後の医療法及び第四条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

(注3) 平成18年4月1日現に歯科医師免許を受けている者及びそれ以前に歯科医師免許の申請を行った者であって平成18年4月1日以後に歯科医師免許を受けた者は、歯科医師法第三条の規定による改正後の医療法及び第五条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第十六条の四第一項の規定による登録を受けた者とみなす。